

藤岡市農業委員会
令和元年第10回
定例会議事録

令和元年10月4日招集

令和元年藤岡市農業委員会第10回定例会議事録

令和元年10月4日、藤岡市農業委員長 浦部 隆は、令和元年藤岡市農業委員会第10回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第57号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第58号 農用地利用配分計画（案）について
報告第19号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第20号 農地法関係出願等について
報告第21号 平成30年藤岡市農地賃借料情報について

[出席農業委員] (12名)

- | | | | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|--------|------|-------|
| 2 番 | 堀米 幸子 | 3 番 | 関根 隆雄 | 4 番 | 福田 俊太郎 | 5 番 | 村島 光一 |
| 6 番 | 浦部 隆 | 7 番 | 生方 康正 | 8 番 | 平井 正子 | 9 番 | 中村 勉 |
| 10 番 | 岩下 次夫 | 11 番 | 秋山 幸夫 | 12 番 | 浅見 健司 | 13 番 | 黒澤 義雄 |

[欠席農業委員] (2名)

- 1 番 折茂 高弘 14 番 高田 孝雄

[出席農地利用最適化推進委員]

- | | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|------|-----|-------|
| 1 番 | 根岸 孝幸 | 2 番 | 布施 敏彦 | 3 番 | 青柳 章 | 4 番 | 浦部 邦彦 |
| 5 番 | 梶山 清 | 6 番 | 牧野 文典 | | | | |

[事務局]

- | | | | | |
|-------|-------|-----|---|-------|
| 事務局次長 | 高田 克巳 | 係 | 長 | 梅澤 秀夫 |
| 主 任 | 八木 眸美 | 主 事 | | 松本 峻 |

(開 会 13時30分)

事務局次長 ただ今より令和元年第10回定例会を進行させていただきます。開会に当たりまして、浦部会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 ありがとうございます。それでは会長に議事進行をお願いいたします。

議長

ただ今より、令和元年第 10 回農業委員会定例会を開会いたします。

委員総数 14 名中、出席委員 12 名でありますので、本定例会は成立いたします。

議事録署名委員を指名いたします。4 番福田委員、5 番村島委員の両名をお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。議案第 54 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案第 55 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、議案第 56 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、以上 3 議案を一括上程いたします。

藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この 3 議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13 時 31 分 休憩)

(14 時 09 分 再開)

議長

休憩をといて会議を再開いたします。

それでは、議案第 54 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第 54 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。

整理番号 1 番は、西平井の K さんが、経営規模の拡大を図るため、西平井の農地 2 筆、2,156 m²を贈与で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 16 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第 54 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

議長

浅見委員どうぞ。

浅見委員

贈与ということですが、兄弟か何かの関係で、貰った土地を元に返すという案件ですか。

議長

事務局より説明願います。

事務局 親族関係ではないです。ただ、譲渡人は相続で引き継いだ農地であり、市外にお住まいのうえ農業を全くしていないので、貰ってくださいということかと思えます。

議長 他に何かありますか。
(異議なし)

議長 他に、意見もないようですので、採決します。議案第54号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第54号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第54号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号2番の1件です。

整理番号2番は、本動堂のYさんが、経営規模の拡大を図るため、本動堂の農地1筆、1,620㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書16ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第54号整理番号2番について2班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第54号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第54号整理番号2番は許可と決定します。続きまして、議案第55号農地法第4条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第55号農地法第4条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。

整理番号 1 番は、小林のNさんが、下戸塚の農地を分家住宅用地として転用するもので、面積は 248 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 55 号整理番号 1 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 55 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 55 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 56 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 56 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 5 番の 5 件です。

整理番号 1 番は、市内の法人が、小林の農地を賃貸で借り受け、露天資材置場及び駐車場用地として転用するもので、面積は 463 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 2 番は、市外の E さんが、上戸塚の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,504 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 3 番は、市外の法人が、白石の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 846 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 4 番は、市内の法人が、鬼石の農地を売買で取得し、露天資材置場用地として転用するもので、面積は 759 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 5 番は、市外の法人が、譲原の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 2,091 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問

題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

以上報告を終わります。

議長 議案第 56 号整理番号 1 番から 5 番について 1 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 56 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 56 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 56 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 56 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 56 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 56 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 56 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 56 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第56号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第56号整理番号5番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第56号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号6番から9番の4件です。

整理番号6番は、本動堂のKさんが、本動堂の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は2.27㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号7番は、市外のNさんが、三本木の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は3,533㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号8番は、市外のSさんが、三本木の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,665㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号9番は、市外のHさんが、上日野の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,514㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

以上報告を終わります。

議長 議案第56号整理番号6番から9番について2班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第56号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 56 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 56 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員であります。議案第 56 号整理番号 7 番は面積が 3,000 m²を超えていますので許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。次に整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 56 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 56 号整理番号 8 番は許可と決定します。次に整理番号 9 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 56 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 56 号整理番号 9 番は許可と決定します。続きまして、議案第 57 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。
(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 57 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。
(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 57 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これ

を可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございますので、議案第 57 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。

続きまして、議案第 58 号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長

ただ今、議案第 58 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

議長

浅見委員どうぞ。

浅見委員

前回の配分計画の賃借料はゼロ円が多かったが、今回は中間管理機構を通してあるのでこれだけ支払うということですか。

議長

事務局より説明願います。

事務局

今回は、全て中間管理機構を通しての賃貸借になります。賃借料もこちらに記載している金額になります。賃借料については、当事者の考え次第で、ゼロ円でもいい人がいるし、少しお金を貰いたいという人もいます。

議長

他にご意見はありますか。

(意見なし)

議長

他に、意見もないようですので、議案第 58 号農用地利用配分計画(案)について、特に意見なしということに賛成の方は挙手をお願いします

(挙手全員)

議長

挙手全員ですので異議なしと認め、議案第 58 号農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり決定します。続きまして、報告第 19 号・20 号・21 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長

ただ今、報告第 19 号・20 号・21 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 生方委員どうぞ。

生方委員 報告第 21 号ですが、畑の部で日野の金額が高い気がします。1 件だけですが何か理由があるのですか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 データ数としては 1 件で、3 条許可の貸し借りになります。1 件なので金額をそのまま掲載しましたが、親族間の貸し借りであり、特殊なケースなのであまり参考にならないと思いますが、このように表記しました。

生方委員 日野は、全てこのくらいの金額と思われるのもどうかと思います。

事務局 表の下の注意書き※1 に「平均的な金額から著しく外れている特殊な取引は算定から除外してあります。」と記載していますので、そうしたご意見が多ければ日野の金額については表示しないこともできます。

議長 浅見委員どうぞ。

浅見委員 1 件だけで、最高も最低も同じ金額なので、無くて良いと思います。
(日野は表示しない方が良いという声多数)

事務局 それでは、日野については金額を表示しない処理をします。

議長 他に意見はありますか。
(なし)

議長 他に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和元年第 10 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 14時38分)